

一軍縮ニ依ル年々其旨 救済ノ件

以上存ハ本ノ提案理由トシテ軍縮ニ伴ハ必ズ多量ノ
費節減ノ必要ナリ然レテ一交其業セバ其
二条取リ得ル生活ノ保証ヲ失フニ依リ生活ノ
安定ヲ失ハル者ナリカ故ニ本議案トシテ
合ニ其旨 軍縮ノ旨ヲ最モ徹底的ニ
支給スルヲ希望スルニテナリト述ベ小石ノ答
答川規ハ二十年分支出方格ニ就テ一時是支統
セ公毎月解府當時ノ借入額ヲ日給トシテ二十年
支給多量ナリ其旨 然レテ其旨 債取ノ権利ヲ保
スルヲ第一得ルニテナリト云テ之甲端ニ敗
三ノ旨ヲ予等ニ支給スルニテ換決確定セリ

更ニ之ノ内容ヲ分析シテ討議シ建案奉トスルニキカ

将日要スル額ト為ルヘキカニ付議決アリ安達ハ

項ニ在リテ注干要ル案トスルノ所以ナリ力説シ

ハ本ハ 案ノ旨ヲ同ノ案議スルヘシ案議ニ 諸君

ナリ可決、十分ノ決案 案ノ旨ヲ同キ其結果

一解 産者ニ對シテ是進ニテ年分ヲ支給スルニト

ハ 案ノ旨ヲ同キ其結果 田家進 案トシテ政府ニ任

本項ハ 案ノ旨ヲ同キ其結果 案トシテ政府ニ任

十八ノ旨ニテ之ノ旨ヲ同キ其結果

以上諸案ノ旨ヲ同キ其結果ニ可決

二 労働 係除 制度 案 議 件